

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年6月11日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第50号)が令和7年6月4日に施行され、国政選挙における選挙長等の報酬の基準単価が見直されたことを踏まえ、選挙長、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人の報酬の額を改めるため、この案を提出する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後その期日を公示され、又は告示される公職選挙法(昭和25年法律第100号)第2条の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された同条の選挙については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表(第2条、第8条関係)

職種別	報酬		費用弁償
[略]			
選挙長	日額	<u>10,800円</u>	[略]
投票所の投票管理者	日額	<u>12,800円</u>	
開票管理者	日額	<u>10,800円</u>	
選挙立会人	日額	<u>8,900円</u>	
投票所の投票立会人	日額	<u>10,900円</u>	
開票立会人	日額	<u>8,900円</u>	
期日前投票所の投票管理者	日額	<u>11,300円</u>	
期日前投票所の投票立会人	日額	<u>9,600円</u>	
[略]			

[改正後 別記]

別表(第2条、第8条関係)

職種別	報酬		費用弁償
[略]			
選挙長	日額	<u>12,200円</u>	[略]
投票所の投票管理者	日額	<u>14,500円</u>	
開票管理者	日額	<u>12,200円</u>	
選挙立会人	日額	<u>10,100円</u>	

投票所の投票立会人	日額	<u>12,400円</u>
開票立会人	日額	<u>10,100円</u>
期日前投票所の投票管理者	日額	<u>12,800円</u>
期日前投票所の投票立会人	日額	<u>10,900円</u>
[略]		